住民監査請求　－　職員聴取に立ち会えない神奈川県

保坂　令子

かながわ、よこはま、かわさきの３オンブズマンが神奈川県、横浜市、川崎市に対して行った、かながわ廃棄物処理事業団（かながわクリーンセンター）についての住民監査請求は、別掲記事（下段新聞記事参照）にあるとおり請求棄却となりました。この請求の、監査委員に対する請求人の口頭意見陳述は、神奈川県－９月１９日、川崎市－１０月２日、横浜市－１０月４日の日程で行われました。このうち私は県と横浜市での意見陳述を傍聴したのですが、当局からの聴取を実施しなかった県と異なり、横浜市では請求人と当局からの聴取で計２時間を費やし、興味深いやり取りが繰り広げられました。川崎市でも同様であったと聞いています。

神奈川県については、監査請求書提出時に監査事務局に口頭で意見陳述をしたい旨を伝え、関係当局からの聴取を請求人の意見陳述と同日に開催し、請求人が立ち会えるようにしてほしい、とも要請したのですが、監査事務局の返答は、監査委員が関係当局から聴取することはしない、というものでした。

従来どおりの手続きの神奈川県

地方自治法２４２条６項は、監査委員は住民監査請求に基づく監査を行うにあたり、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない、と規定しており、同７項は、請求人の陳述または「関係のある当該普通地方公共団体の執行機関若しくは職員の陳述」の聴取を行う場合、「必要があると認めるときは、関係当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる」としています。この７項は平成１４年３月に成立した改正地方自治法で新設されたもので、県内の市民オンブズマンが経験した範囲でも、横浜市、川崎市、相模原市はすぐに関係職員（執行機関）からの聴取に請求人が立ち会えるように変わりました。

しかし、神奈川県については、一向に変更がないまま、今回の監査請求に至りました。監査結果通知を見ると、「職員調査」（環境農政部環境農政総務課、廃棄物対策課）と関係人調査（財団法人かながわ廃棄物処理事業団）を実施しています。監査事務局に問合わせたところ、両調査は監査委員による聴取ではなく、監査事務局の職員が監査委員に代わって行ったもので、この案件に限らず、監査委員による関係職員（執行機関）聴取は行っていない、とのことでした。聴取が行われない以上、請求人の立会いもありえないわけです。

県のように従来どおりのやり方を続けている自治体が県内にあるかどうか、前述の３市以外のところを調べてみました。横須賀市、藤沢市、逗子市に問合わせたところ、この３市はほぼ同様の状況で、関係職員からの聴取は実施しているが、請求人からの立会いの申出がこれまでなかったので、立会いが行われたことはない、ということでした。しかし、この３市の「立会いの申出がない」というのは、後述の横浜市のように、監査事務局側が請求人に立会いの意向を確認することが手続きの一部になっている上でのことではないようです。

監査手続きの公開度の高さと皮肉な監査結果

横浜市、川崎市、相模原市は、（神奈川県のような監査事務局職員による非公開の「職員調査」、「関係人調査」は行わず）監査委員自身による関係職員聴取を実施しており、請求人と口頭意見陳述の日程の調整をする際に、職員聴取への立会いの希望の有無を確認し、なるべく同日の開催となるようにすり合わせを行っています。都道府県レベルではどうかと思い、試しに東京都について調べたところ、横浜市等と同じやり方でした。

さらに言うと、横浜市と東京都は監査事務局のホームページに意見陳述の日程まで掲載しています。請求人やその関係者でなくても、定員の枠内なら誰でも請求人および当局の意見陳述を傍聴できるのですが、ネットにもその日程を掲載するというのは、監査手続きの透明性の確保に向けての積極性のあらわれであると評価できます。

しかし、監査手続きの公開度の高さと監査結果はリンクしません。今回の監査請求で、知事への要望として監査委員の「意見」が付記されたのは、横浜市でも川崎市でもなく、神奈川県のみでした。横浜市の監査結果の「監査委員の判断」は、聴取の際に資源循環局がおこなった陳述と、文書として提出した「請求人の主張に対する当局の見解」を、そのままそっくりなぞったものでした。そうか、そうなのか…とわかったのは立会ったからこそであるとは、皮肉な話です。